

消防防災協力事業所資機材貸与に関する覚書

豊中市消防局（以下「消防局」という。）と（以下「協力事業所」という。）は、消防防災協力事業所登録事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な資機材の貸与について、消防防災協力事業所登録制度実施要綱第11条に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 消防局は、消防防災協力事業所登録制度の実施に必要な次の資機材（以下「本資機材」という。）を協力事業所に無償で貸与し、協力事業所は、これを使用して本事業に協力する。

	名称	品番・型番等	数量	単位	備考
①	のこぎり				
②	パール				
③	油圧ジャッキ				
④	担架				
⑤	腕章				
⑥	収納ケース				

（目的外使用の禁止等）

第2条 協力事業所は、本資機材を本事業の実施の目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しない。

2 協力事業所は、本資機材を第三者に使用または収益させてはならない。ただし、消防局の承諾を得た場合は、この限りではない。

（維持管理等）

第3条 協力事業所は、本資機材を適正に維持管理し、必要に応じ点検を実施するものとする。

2 協力事業所は、消防局より点検について報告の求めがあった場合は、すみやかに消防局に報告するものとする。

3 協力事業所は、本資機材の適正な維持管理等について、必要に応じ消防局の指導及び助言を受けるものとする。

（経費の負担）

第4条 本事業の実施にかかる消防活動および訓練中に、本資機材の破損又は紛失等が生じた場合、協力事業所は速やかにその旨を消防局に報告するものとし、消防局の費用負担により修理等を行うものとする。ただし、協力事業所の責めに帰すべき事由により修理等が必要となる事態が生じた場合は、協力事業所の費用負担により修理等を行うものとする。

様式6

(本資機材の返却)

第5条 次のいずれかに該当するときは、協力事業所は、消防局に本資機材を返却するものとする。

(1) 本覚書を解除したとき

(2) 前号に定めるもののほか、協力事業所から返納の申出があったとき

2 協力事業所は、前項の規定に該当する場合は、本資機材一式を原状回復の上、返納するものとする。ただし、経年劣化および通常の損耗の場合は、この限りでない。

(本覚書の解除)

第6条 消防局は、協力事業所が次のいずれかに該当するときは本覚書を解除することができる。

(1) 本覚書に違反したとき

(2) 消防防災協力事業所登録の廃止を申請したとき

(3) 消防防災協力事業所登録を取り消されたとき

(4) その他本覚書を継続することが不適切と消防局が判断したとき

(本覚書の効力)

第7条 本覚書は、締結日に発効し、第5条により協力事業所が本資機材の返却を完了し、消防局がこれを確認した日まで有効に存続する。

(協議事項)

第8条 本覚書に定めのない事項で疑義が生じた事項については、本覚書の趣旨に従い、両者協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

豊中市岡上の町1丁目8番24号

豊中市消防局

消防局長

印

印